島田市保健委員協議会会則

(目的)

- 第1条 本会は、保健委員相互の親睦を図るとともに、島田市が行う保健事業に協力し、併 せて地域住民の健康づくりに寄与し、健康で明るい郷土づくりに努めることを目的とする。 (名称)
- 第2条 本会は、島田市保健委員協議会と称する。

(事業)

- 第3条 本会は第1条の目的を達成するため次の事業を行う。
 - (1) 保健衛生の啓発普及としての研修会の開催及び関係団体との連携。
 - (2) 各地区における健康づくり事業への積極的な参加。
 - (3) 島田市が行う各種健康診査、健康相談、健康教育等についての協力。
 - (4)その他目的達成のための必要な事業。

(役員)

- 第4条 本会に、理事及び監事を置く。
 - 理事 22人(会長、副会長、会計、書記、事業担当役員を含む) (1)
 - (2)監事 2人
- 2 理事は、第1学区2人、第2学区2人、第3・第5学区2人、第4学区2人、六合学区2 人、大津地区2人、北部地区2人、初倉地区2人、金谷地区4人、川根地区2人を選出する。
- 3 各地区の理事1人計10人の中から、理事会において会長1人、副会長2人、会計1人、 書記2人、事業担当役員4人を互選とする。
- 4 監事は、会長が任命する。
- 5 役員の任期は2年とする。但し、再選は妨げない。
- 6 補欠によって就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

- 第5条 本会の事業推進上、必要に応じ顧問を置くことができる。
- 2 顧問は会長が委嘱する。

(会議)

- 第6条 本会の会議は総会及び理事会とし、会長は招集しその会議の議長となる
- 2 本会は、年1回総会を開催することができる。但し、会長が必要と認めるときは、臨時に 開催することができる。
- 3 理事会は、年5回開催する。但し、会長が必要と認めるときは、臨時に招集することがで きる。

(会計)

第7条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。 (事務局)

第8条 本会の事務局は、島田市健康福祉部健康づくり課に置く。

(委任)

附

則

第9条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は理事会において定める。

- この会則の改廃は、総会において決定する。
- この会則は、平成17年5月5日から施行する。
- 3 平成18年4月1日 一部改正
- 4 平成19年4月1日 一部改正
- 5 平成20年4月1日 一部改正
- 6 平成25年4月1日 一部改正
- 平成26年4月1日 一部改正 7
- 8 平成27年4月1日 一部改正
- 9 平成31年4月1日 一部改正
- 10 令和 3年4月1日 一部改正
- 11 令和 4年4月1日 一部改正